

定額減税説明会のお知らせ



～給与支払者の皆様へ～

令和6年分の所得税について定額による所得税の特別控除(定額減税)を実施することとされており、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等につき源泉徴収を行う際から定額減税を行うこととなります。

定額減税って何?と思っているそこのあなた!!
定額減税の基本的な仕組みについて講師がわかりやすく解説します。

説明会の申し込みは
こちらから↓



(注) この説明会は、令和5年12月22日に閣議決定されました「令和6年度税制改正の大綱」及び財務省及び国税庁のホームページに掲載している「令和6年分所得税の定額減税の給与収入に係る源泉徴収税額からの控除について」に基づいて、令和6年度税制改正のための税制改正法案が成立した場合の取扱いについて説明するものです。定額減税の実施については、国会の審議を経ることが前提となることにご注意ください。

～説明会開催日程一覧表～(各回同じ内容の説明となります。参加費は無料です。)

開催日時		開催場所	定員 (先着順)	申し込み方法 【事前予約制】
令和6年4月11日(木)	各日とも 午前の部 (10:00～11:00)	名護税務署 1階会議室 (名護市東江4-10-1) ※駐車場には、限りがございます。 ご来場の際は乗り合わせや公共交通機関をご利用ください。	各20名	LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友達追加し、「トーク」画面の「申告相談又は説明会出席の申込」を選択して申し込み
令和6年4月12日(金)	午後の部 (14:00～15:00)			
令和6年5月15日(水)	の2回開催			
令和6年5月16日(木)				

事前予約制で開催しますので、参加を希望する場合はLINEアプリから以下の1から5の手順でお申し込みください。

なお、予約の申込状況等により、ご希望に添えない場合がありますことをあらかじめご了承ください。

- 1 LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友達追加
- 2 「トーク」画面から「申告相談又は説明会出席の申込」を選択
- 3 「定額減税の説明会に申し込む(源泉徴収義務者の方)」を選択
- 4 説明会会場や来場希望日時を選択
- 5 内容を確認して「申込」をタップすれば完了

会場への入場時に「申込完了」画面を提示してください。

※申込日時に来場することができなくなった場合は、LINEのトーク画面からキャンセルしてください。

※LINEが利用できない場合は、電話で申し込むこともできますので、名護税務署の法人課税部門にお電話ください(給与支払者向け所得税定額減税コールセンターでは、説明会の申込みを受け付けていませんのでご注意ください。)

【連絡先】 名護税務署 法人課税部門

☎(代表)0980-52-2920 (内線:23)

※ 音声案内に従って「2」を選択してください。